特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成 30 年 日 (水)

No. 14603 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

B 次

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》46…(1)

☆「春宵一刻」ヒトとイヌ………(8)

成長戦略に必要な経営理論《知財版》46

もし知財人財が"戦略的思考"をもって 世界を見たならば(その10)

正林国際特許商標事務所 所長弁理士 正林 真之

URL http://www.itohpat.co.jp

1. はじめに

一天才モーツアルトは、なぜ貧乏であった のかー

モーツアルトといえば、代表的な天才音楽家であ る。けれども、天才音楽家であるが、貧乏であった。 もちろん、これについては「芸術家というのは、貧 乏なものだ」という常識的な考え方もあり、モーツ アルトは芸術家なのだから貧乏で当たり前というよ

うな考えを持つ者もいる。

もちろん、三段論法で行けば確かにその通りなの であるが、例えばドヴォルザークなどは、彼の曲で ある「新世界より」は、どのように考えても一等客 船から見た目線で作曲されたものであり、船倉の貧 乏な乗員の目から見た新大陸によって作曲された ものではないであろう。一等客船に乗るくらいであ るから、ドヴォルザークは裕福であったのであろう。

伊東国際特許事務所 *付記弁理士(特定侵害訴訟代理) ②米国パテントエ-ノト(登録) ○米国パテントエ-

そのことについては間違いない。要は、モーツアル トと同年代の芸術家の中にも、「芸術家であったと しても金持ち」という者はいたのである。

ところで、ドヴォルザークが金持ちなのは、莫大 な遺産を相続したからではない。モーツアルトが 曲の売り切りで生計を立てていたのに対し、ドヴォ ルザークは自曲の著作権をきちんと管理し、著作権 使用料で生計を立てていたのである。それは例えば、 とある演歌歌手が著名な演歌の1曲だけでずっと生 計を立てているのとほぼ同じである。もし演歌が売 り切りであったのであれば、過去の紅白歌合戦に出 ていたド派手な衣装の代金で、彼女は当の昔に破産 していたであろう。

モーツアルトは天才である。それは疑いようもな い事実である。むしろ、天才過ぎたと言ってもよい。 そして、それほどの才能があったからこそ、たとえ 売り切りであったとしても、何とか生計を立ててい けたのである(というより、もし彼が本当に庶民的 な暮らしをしていたのであれば、それなりにお金を 残せたはずである)。逆の見方をすれば、切り売り で困らないくらいに作曲の才能があったと、そうい うことである。なので、権利を活用する必要など感 じない。長所というのは、短所を作るものなのである。

一方、ドヴォルザークも音楽家として天才ではあ るが、モーツアルトには及ばない。なので、もし彼 が曲の売り切りで生計を立てようとしても、途端に 創作が枯渇し、行き詰ることになる。曲の切り売り で生きていけないことは明白であり、それはドヴォ ルザーク自身もよく分かっていたであろうから、何 とか食いつないでいくための別の方法を探す。まさ に、「チャンスというのは、ピンチの顔をしてやっ てくる」のであり、曲の売り切りで生計を立ててい けるくらいの才能までは無かったことが、ドヴォル ザークにとっては幸いし、彼をこの時代有数の金持 ち音楽家にまで引き上げることになるのである。

実際、才ある者というのは、事務的な手続きをあ えて取って権利を管理し、当該権利を活用して自ら を守り、安定した収益を得ることを行わない。その 必要性を感じないのだ。権利を取り、管理し、とき にはそれを主張し、活用することで、そこから収益 を得るのは、弱者の側である。弱者というのは、自 らの才能だけでは自らを守り切れないため、権利で

武装して、自らの立場を守る。そのことは、弱者自 身がよく知っている。なので、弱者というのは、権 利取得の必要性というものを感じている。

平成30年1月10日(水曜日)

けれども、類稀なる天才モーツアルトは、その必 要性を感じなかった。彼は、彼の極めて稀なる才能 によって、著作権の活用などせずとも、自ら次々に 創作される曲の売り切りで十分に生活をすることが できたのである。もし彼が著作権で儲けることを考 えていたのであれば、それこそ、どんな使い方をし たとしても使いきることができないような莫大な財 を成したに違いない。けれども、彼はそれをしなかっ た。いや、できなかったのである。曲の売り切りで 十分に喰えていたがために、著作権を利用する必要 性など無かったから、それに気付くことができな かったのである。これが、モーツアルトがお金持ち になれなかった理由である。

こうしたことは、何もモーツアルトだけの話では ないし、単なる昔話でもない。今でも、そこかしこ に見られる話である。例えば、極真空手を切り開い た偉大なる格闘家の大山倍達。もし彼に、「"極真空 手"という名称について、商標登録したほうが良い ですよ」と進めた弁理士が居たとしたならば、大山 倍達氏から「何のために必要なのだ?!」と問われ る。そして、「もし模倣者が現れたら、困るのでは ないでしょうか?!」などと答えようものなら、お そらく大山倍達氏からは「俺以外の誰が、いったい "極真空手"を使うっていうんだ?! フン、馬鹿ら しい! もしそんな酔狂な命知らずのやつがいたと したら、俺の前に連れて来い。俺が退治してやる」 と言われてしまったかもしれない。

いずれにしろ、全盛期の大山倍達氏にとっては、 商標登録して極真空手を守る必要など、全く無いの である。それに、そんなときに、わざわざ命の危険 を冒してまで極真空手を勝手に使うような酔狂な者 も、無邪気な者も、存在しないであろう。けれども、 実際には、弟子の一人が"極真空手"について商標 登録をしてしまい、大山倍達氏の死後に、肉親との 間で、それこそ骨肉の争いをしていることは、この 業界でも周知のことである。

2. 資金化(マネタイズ)という考え方と、ビ ジネスの「成功のパターン」、「勝ちパターン」